

栃木県優良建設工事技術者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設事業の公共性と工事の特殊性にかんがみ、県が発注した建設工事のうち、優秀な成績で完成させた建設工事の技術者を評価し、表彰することにより、工事技術の継承や技術者の意欲と技術の向上を図ることで県内建設業の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」及び「建設業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）

第2条に定めるものをいう。

2「技術者」とは、同法第26条に定める監理技術者または主任技術者をいう。

(表彰対象技術者)

第3条 県内に営業所を置く建設業者、又は、その建設業者が代表構成員である建設共同企業体が表彰年度の前年度から過去5年間（以下「表彰対象期間」という。）において完成した建設工事のうち1件の請負金額が500万円以上の建設工事の技術者とする。

ただし、建設共同企業体が完成した工事の技術者については、代表構成員に所属する技術者のみを表彰対象とする。

(欠格条項)

第4条 表彰の対象となる技術者が、表彰対象期間から表彰日までの間において次のいずれかに該当するときは、当該技術者は表彰しない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 技術者として担当した建設工事により、所属する建設業者が、栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に該当し、指名停止措置を受け又は措置を受けることが明らかである場合。
- (2) 技術者として担当した建設工事により、所属する建設業者が、建設業法の規定に基づく監督処分を受け又は受けことが明らかである場合。
- (3) その他表彰にふさわしくないと認められる場合。

(表彰候補者の推薦)

第5条 栃木県建設工事請負業者選定要綱に基づく有資格業者で、県内に主たる営業所を置く者（以下「県内入札参加資格者」という。）は、表彰基準に該当する技術者を推薦することができる。

ただし、表彰基準については、別に定める。

(審査)

第6条 優良建設工事技術者の審査は、栃木県優良建設工事表彰要綱に定める栃木県優良建設工事表彰審査会（以下「審査会」という。）が行う。

2 審査会は、前条に基づき推薦のあった表彰候補者について、実績内容及び経歴等を十分考慮し、表彰候補者を選定するものとする。

(優良建設工事技術者の決定)

第7条 知事は、審査会が前条により審査した結果に基づき、表彰を受ける技術者を決定する。

(表彰の方法)

第8条 知事は、前条の規定により表彰を受けるものと決定した技術者に対し、賞状及び賞品を贈呈する。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、毎年1回、実施するものとし、栃木県優良建設工事表彰と同日に実施する。ただし、特別の理由があるときは、知事が別に定める日に行うことができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。